施策名(節)： 子育て支援

担当課	子育て支援課(・国保健康課)

Ⅰ．令和５年度 施策評価

1．施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章	第3章 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります
	節	第1節 子育て支援
成果目的（総合計画基本方針）		子育ては、保護者に第一義的責任があるという基本認識の下、地域全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。 子育て支援を推進するため、「子育ち」とあわせ、「親育ち」をもまちぐるみで支援します。
施策の実施期間		平成 28 年度 ～ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		本町の年少人口(0～14歳)は、近年になってやや減少幅が小さくなりつつありますが、長期的には減少傾向が続き、人口に占める比率も低下しており、人口構造は大きく変化してきています。 少子化対策として、若い世代の子育ての希望をかなえる取組が求められています。 今後、将来の適正な人口構造の実現、そして子どもが育つ環境の維持・発展に向け、保育・教育の質の充実を図り、家庭や子どもの状況に柔軟に対応するための多面的な検討が必要です。 保育・教育に関する多様なニーズに応えられる、情報提供や相談体制の整備が必要です。
総合計画基本計画(項目)		**①総合的な子育て支援の推進 ②子どもの健やかな成長と自立への支援 ③子どもの最善の利益の確保への支援 ④子どもの安全・安心な生活への支援**
主な事務事業の取組内容		子ども・子育て会議、あいあいサロン事業、みるくサロン事業、つどいの広場事業、ファミリーサポート事業、児童手当の支給、第3子以降保育料の免除、要保護児童対策地域協議会の運営、病児・病後児保育事業、子ども・子育て支援給付事業など

2．施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】出生者数	人	120(H26)	120(現状維持)	82	76	120(現状維持)
【 成果(結果)指標 】あいあいホール利用者数	人	7,777	6,000	3,857	5,639	6,000
【 成果(結果)指標 】ファミリーサポート事業利用件数	人	28	30	35	42	30
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ・・・指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

投入指標：資源(財・人)投入 (例) ・予算○○万円 ⇒ 活動指標：活動・事業実施 ・事業○○回実施 ⇒⇒ 成果(結果)指標：結 果 ・参加者○○人 ⇒ 成果指標：成 果 ・自治会加入世帯割合○%(の増加) ・1人当たり公園面積○○㎡(の増加)

3．施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	291,477
令和 5 年度 決算額 (a)	311,928
令和 6 年度 予算額 (b)	420,285

4．施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B　A：達成されている。 B：概ね達成されている。 C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。 ＊：指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。
		令和5年度から新規事業として、「地域で子育て！シンポジウム」「地域子育てモデル事業」を実施し、地域全体で子育て家庭を支える機運醸成に努めるとともに、高校生年代までの医療費無償化を開始し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいるが、出生数は減少傾向である。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B　A：妥当である。 B：概ね妥当である。 C：一部不十分であり見直しの必要がある。 D：不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。
		あいあいホールの事業については、 地域の子育て支援の拠点となるよう事業を見直していく。また、子育て応援センター「はぐくみ」を、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」に位置づけ、更なる教育と福祉の連携方法を検討する。

５．施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課　題	＜観点＞ ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
	■国・府の社会情勢や法制度の変化 こども未来戦略「加速化プラン」への対応として、「児童手当拡充」や「こども誰でも通園制度」等への対応が必要となる。 ■上記変化への対応が必要となる町の課題 「こども誰でも通園制度」は、令和8年度以降、全ての市町村で実施となる方向であり、実施方法等を教育委員会と調整する必要がある。
施策の方向性	＜観点＞ ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
	■本施策の今後の方向性（拡充、維持、縮小/廃止） 拡充 ■町として必要な課題に対する取り組みの方針 出生数が徐々にでも増加するよう、国の加速化プランへの対応に加えて、町独自の支援策として、こども園保育料完全無償化等について実施に向けて準備を進める。

Ⅱ．第5次総合計画期間（平成28年度～令和５年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、１．施策の評価を実施してください。

１．施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。　＊：指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：成果目的を達成できる見込みである。　B：成果目的を概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：成果目的を達成することはできない見込みである。
	＜観点＞	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた（できなかった）理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
	新型コロナウイルス感染症の影響で、あいあいホールの利用者数は一時的にはかなり減少したが、令和5年度以降はかなり回復し、目標は達成できる見込みである。出生者数については、全国的な少子化の流れと本町も同様の状況であり、経済的支援、切れ目ない子育て支援を実施するために、子育て支援策を進めてきたが、なかなか回復の兆しが見えない。子どもにやさしいまちづくりを進め、若い世代が子どもを持ちたいと思えるような環境づくりに努める。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：成果目的を達成できる見込みである。　B：成果目的を概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：成果目的を達成することはできない見込みである。
	＜観点＞	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
	令和5年度から「地域で子育て」をする機運を醸成する新たな取組も開始し、成果目的達成のために取り組むことができているが、結果がでるまでには時間がかかると思われる。		

（ 参 考 ）

施策を構成する事務事業の取組方針等

（千円）

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要（実施計画）	令和 5 年度 決算額（人件費含むフルコスト）	令和 6 年度 予算額	取組方針	
①	子育て支援推進事業	任意自治	政策	安心して子育てができる環境づくりや支援を行うため、町子ども・子育て支援プランに基づき、子育て支援に関する総合的な推進を行う。	3,343 (9,503)	5,871	A	こどもの生活実態調査を実施するとともに、第3期子ども・子育て支援プラン策定業務を実施。
②	子育て支援センター事業	任意自治	政策	安心して子育てができる環境づくりや支援を行うため、子育て支援センターにおいて、つどいの広場事業（あいあいサロン・みるくサロン）をはじめ、相談事業や子育てサークルの育成のほか、ファミリーサポート事業など子育て支援を総合的・計画的に推進する。	11,662 (23,702)	14,952	A	文教大学と連携し、子どもたち・子育て世代が多世代と交流するきっかけを作ることができるよう、イベントを実施。
③	子育て支援センター施設維持管理事業	任意自治	施設	子育て支援センターの機能を保持するため、設備管理や清掃業務等により適正な施設の維持管理を行う。	3,393 (4,933)	2,892	B	子育て支援センターの機能を保持するため、設備管理や清掃業務等により適正な施設の維持管理を行う。
④	児童手当支給事業	法定受託	経常	次代の社会を担う児童の健全な育成を支援するため、中学校修了前の児童を養育している者に対し手当を支給する。	205,525 (210,145)	308,432	A	法改正により拡充。（R6．10～）
⑤	第3子以降保育料無償化事業	任意自治	経常	子育て世代の経済負担を軽減するため、こども園等に通う第3子以降の保育料を免除する。	0 (770)	0	B	子育て世代の経済負担を軽減するため、こども園等に通う第3子以降の保育料を免除する。
⑥	子ども家庭総合支援拠点事業	任意自治	政策	児童虐待等の早期発見と早期対応のため、「久御山町要保護児童対策地域協議会」を中心に関係機関との連携強化を図る。また、複雑化している児童虐待に対し、迅速・的確に対応するため、相談体制の充実を図る。	4,906 (16,827)	5,647	A	子育て応援センター「はぐくみ」を、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両方の機能をもつ「こども家庭センター」に位置づけ、人員体制を整える。
⑦	病児・病後児保育事業	任意自治	経常	子育て中の保護者の就労を支援するため、こども園等に通所中の児童が、病気の回復に至っていない又は回復期で集団保育が困難なとき、一時的にその児童を京都岡本記念病院（同病院へ委託して）において保育を行う。	4,493 (5,263)	4,499	B	子育て中の保護者の就労を支援するため、こども園等に通所中の児童が、病気の回復に至っていない又は回復期で集団保育が困難なとき、一時的にその児童を京都岡本記念病院（同病院へ委託して）において保育を行う。
⑧	子ども・子育て支援給付事業	義務自治	経常	子ども・子育て支援法に基づいた私立幼稚園等に通う児童に対し、施設型給付金費等を給付する。	5,907 (8,217)	15,234	B	子ども・子育て支援法に基づいた私立幼稚園等に通う児童に対し、施設型給付金費等を給付する。
⑨	養育医療費助成事業（国保健康課）	法定受託	経常	身体の発達が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療の給付を行う。	1,955 (3,110)	1,586	B	身体の発達が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療の給付を行う。
⑩	子育て支援医療費助成事業（国保健康課）	任意自治	政策	子どもの健康増進と保護者の経済的負担軽減のため、18歳の年度末までの児童等に対し、医療費の自己負担額の一部を助成する。（令和5年9月からは、全額助成に拡充）	70,744 (72,144)	61,172	B	子どもの健康増進と保護者の経済的負担軽減のため、18歳の年度末までの児童等に対し、医療費の全額を助成する。
決算額・予算額 計				(a)	311,928 (354,614)	420,285	(b)	